別表第39の1(3)中「別表第38の1(4)」を「別表第38の1(4)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「別表第38の1(2)」を「別表第38の1(3)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「別表第38の1(1)」を「別表第38の1(2)」に改め、同(2)の前に次のように加える。

(1)　精製水

別表第38の1(1)の例による。

別表第40の1中⑤を⑥とし、④を⑤とし、同③中「別表第38の1(3)」を「別表第38の1(4)」に改め、同③を同④とし、同②中「別表第38の1(2)」を「別表第38の1(3)」に改め、同②を同③とし、同(1)中「別表第38の1(1)」を「別表第38の1(2)」に改め、同(1)を同(2)とし、同(2)の前に次のように加える。

(1)　精製水

別表第38の1(1)の例による。

別表第41の1(3)中「別表第38の1(3)」を「別表第38の1(4)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「別表第38の1(2)」を「別表第38の1(3)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「別表第38の1(1)」を「別表第38の1(2)」に改め、同(1)を同(2)とし、同(2)の前に次のように加える。

(1)　精製水

別表第38の1(1)の例による。

別表第42の1⑤中「別表第40の1(5)」を「別表第40の1(6)」に改め、同⑤を同⑥とし、同④中「別表第40の1(4)」を「別表第40の1(5)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「別表第38の1(3)」を「別表第38の1(4)」に改め、同③を同④とし、同②中「別表第38の1(2)」を「別表第38の1(3)」に改め、同②を同③とし、同(1)中「別表第38の1(1)」を「別表第38の1(2)」に改め、同(1)を同②とし、同②の前に次のように加える。

(1)　精製水

別表第43の1⑤中「別表第40の1(5)」を「別表第40の1(6)」に改め、同⑤を同⑥とし、同④中「別表第40の1(4)」を「別表第40の1(5)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「別表第38の1(3)」を「別表第38の1(4)」に改め、同③を同④とし、同②中「別表第38の1(2)」を「別表第38の1(3)」に改め、同②を同③とし、同(1)中「別表第38の1(1)」を「別表第38の1(2)」に改め、同(1)を同②とし、同②の前に次のように加える。

(1)　精製水

別表第44の1⑤中「別表第40の1(5)」を「別表第40の1(6)」に改め、同⑤を同⑥とし、同④中「別表第40の1(4)」を「別表第40の1(5)」に改め、同④を⑤とし、同③中「別表第38の1(3)」を「別表第38の1(4)」に改め、同③を同④とし、同②中「別表第38の1(2)」を「別表第38の1(3)」に改め、同②を同③とし、同(1)中「別表第38の1(1)」を「別表第38の1(2)」に改め、同(1)を同②とし、同②の前に次のように加える。

(1)　精製水

第二　給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成九年厚生省告示第百十一号）の一部を次のように改正する。

第2の3の表六価クロム化合物の項の次に次の1項を加える。

亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）

第2の3の表1，2―ジクロロエタンの項を削り、同表濁度の項の次に次の1項を加える。

1，2―ジクロロエタン	ＰＴ―ＧＣ―ＭＳ法又はＨＳ―ＧＣ―ＭＳ法

第2の3の表エピクロロヒドリンの項を削り、同表アミン類の項の次に次の1項を加える。

エピクロロヒドリン	ＰＴ―ＧＣ―ＭＳ法

第2の3の表2，4―トルエンジアミンの項及び2，6―トルエンジアミンの項を削り、同表スチレンの項の次に次の1項を加える。

2，4―トルエンジアミン	固相抽出―ガスクロマトグラフ―質量分析法（以下「固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法」という。）
2，6―トルエンジアミン	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法

第三　資機材等の材質に関する試験（平成十二年厚生省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第3の表六価クロム化合物の項の次に次の1項を加える。

亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）

第3の表1，2―ジクロロエタンの項を削り、同表濁度の項の次に次の1項を加える。

1，2―ジクロロエタン	ＰＴ―ＧＣ―ＭＳ法又はＨＳ―ＧＣ―ＭＳ法

第3の表エピクロロヒドリンの項を削り、同表アミン類の項の次に次の1項を加える。

エピクロロヒドリン	ＰＴ―ＧＣ―ＭＳ法

第3の表2，4―トルエンジアミンの項及び2，6―トルエンジアミンの項を削る。

第3の表スチレンの項、1，2―ブタジエンの項及び1，3―ブタジエンの項を削り、同表Ｎ，Ｎ―ジメチルアニリンの項の次に次の五項を加える。

スチレン	ＰＴ―ＧＣ―ＭＳ法又はＨＳ―ＧＣ―ＭＳ法
2，4―トルエンジアミン	固相抽出―ガスクロマトグラフ―質量分析法（以下「固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法」という。）
2，6―トルエンジアミン	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法
1，2―ブタジエン	ＰＴ―ＧＣ―ＭＳ法又はＨＳ―ＧＣ―ＭＳ法
1，3―ブタジエン	ＰＴ―ＧＣ―ＭＳ法又はＨＳ―ＧＣ―ＭＳ法

○厚生労働省告示第百四十八号

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）第五十六条第二項の規定に基づき、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（平成十五年厚生労働省告示第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

第七の一の3中「保健所を設置する」を削る。

○厚生労働省告示第百四十九号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）第七条第二項の規定に基づき、平成二十六年度に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十条第二項第三号ロ及び同令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率は、〇・〇一八二とする。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第百五十号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久